青森大学不正防止計画

青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第2条2及び第2条3に定める不正防止の方針に基づき、 不正防止計画推進部署要項に定める業務を以下のとおり計画する。

1. 責任体系の明確化

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
		責任体系を明確にするための規則を制定し、業務分 掌をホームページ上で公開している
責任体系が明確でない	ぎが不充分で、後任者に責任体	前任者から後任者に対する十分な引継ぎを行うとと もに、担当部署による説明を行い、責任の意識低下 を防止する

2. 適正な運営・管理に関わる環境整備

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
公的研究費が税金に よってまかなわれて いることに対する意 識が希薄である	識、管理・運営する事務職員に	科研費応募時等に説明会を実施し、日程やルール等 の周知徹底を図る。関係規程はホームページ上で公 開している
コンプライアンスに 対する意識が希薄で ある	公的研究費の公募要領や使用 ルールに関し、認識が不足して いる	コンプライアンス教育を実施し、受講状況と理解度 を管理監督する。不正を行ったことが認められた場 合には、処分を行い、氏名等を公表する
研究費執行につい て、この位は許容さ れるだろうという認 識の甘さがある		不正使用を行わない等の研究者倫理に関する内容が 記載された誓約書あるいは確認書の提出を義務づけ る

3. 研究費の適正な運営・管理活動

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
年度末に予算執行が 集注する	研究の遂行状況が適切に把握さ れていない	予算執行は把握できる状態にあるので、定期的に調査し、必要な場合にはコンプライアンス推進責任者等が指導を行う
研究者自身による発注で、業者との癒着を生み、不正な取引に発展する	10万円以下の発注は研究者にも 認められている	関係書類を添えて、総務課長に報告し、納品後の検 収を受ける
		打ち合わせはできるだけオープンスペース等を利用 したり、経営戦略局職員を同席させる
(謝金) 非常勤雇用者等のカ ラ雇用が発生する		勤務表は総務課長が管理し、出勤時の押印と退勤時の報告をおこなわせ、月末には研究者と雇用者の確認印を押印させる。給与は総務課長から手渡しする
(旅費) カラ出張が行われる		出張報告書には目的・用務地・宿泊先を記載させ、 後日でも確認ができるよう指導する。宿泊先につい ては確認を取ることもある

(物品費) 領収書の記載内容が 不十分である		領収書の記載内容が不十分な場合には、領収書の他 に、内訳が記載されたもの(レシート等)の提出を 求め、現物検収等を行う
特殊な役務(データ ベース・プログラ ム・デジタルコンテ ンツ開発や作成、機 器の保守・点検等) に関する検収が不十 分である	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	当該研究者と利害関係が存在しない専門的知識を有した他の研究者にも協力依頼し、役務に対する成果を確認する等の検収を行う

4. 情報発信・共有化を推進する体制の確立

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
不正を知っても通報しない	学内外からの相談窓口が判りに くく、情報の共有が図れない	通報・相談窓口への連絡方法や通報者の保護に関し、ホームページ上で公開し、外部、教職員への周知徹底を図る
	取引業者が不正を通報すれば不 利益な取り扱いを受けるのでは ないかと懸念し通報しない	青森大学公益通報者保護等に関する規程をホームページ上に公開しており、安心して通報できるよう、取引業者との信頼関係を構築する
不正に対する本学の 取り組みに関して関 心が薄い		ホームページ等を通じ学内外に対して不正防止に対 する取り組みの情報を発信すると共に、各種説明会 を通じ、情報の周知徹底を図る

5. モニタリング

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
監査体制や不正防止 計画が適正なものに なっていない	モニタリングが不十分となり、 不正発生リスクが存在する	不正防止計画推進部署・内部監査チーム・コンプライアンス推進責任者の連携を強化する。内部監査チームによる監査を実施し、請求書・納品書・現物の確認を行い、取引業者に台帳提出を求める等、取引が適正に行われているかチェックする。監査対象は物品に限らず、謝金・旅費・役務、研究の遂行状況等にも拡大し、多面的なチェックを行う。不正発生のリスクと要因を把握し、規程改正等の提言を行う

6. 監査計画

<u>о.</u> штън ы		
事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
リスクに係る情報の 収集及び分析・評価		
リスクに係る対策の 決定及び実施	担当者の見落とし	・請求伝票等の各担当者による徹底的な確認及び変 更等の記載を行う ・ハンドブック等の具体的ルール及びプロセスを記
リスクに係る学生・ 教職員等への情報提 供		載したマニュアルの配布・説明を行う ・別置キャンパス等における周知・徹底を行う
対策本部の設置		

7. コンプライアンス教育・啓発活動計画

事項	不正発生の要因	不正防止のための取り組み
夏季教職員研修会	・中途採用の教職員に配信され ないこと ・不正防止に関するSD・FDへの 欠席	・公的研究費の取り扱い及び倫理規定等の徹底・推進を図る ・学長が夏季教員研修会・冬季研修会で研究倫理について講話を行う。 ・1年に1回文部科学省から発せられている研究不正
冬季教職員研修会		事例について掲示を行う。 ・年度毎に、不正防止のための規程等の配信・説明、それに基づく誓約書等の収集を行う。 ・四半期毎のコンプライアンス教育資料の配信を行う。